

令和6年9月17日

事業主様
担当者様

神戸貿易健康保険組合

「資格情報のお知らせ」の送付について

平素は当健康保険組合の事業運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和6年9月2日付の「健康保険証廃止に向けた対応等について」において案内しました「資格情報のお知らせ（個人番号下4桁あり）」を、9月18日（水）に委託事業者より事業主様宛に発送いたします。お届けは9月20日前後を予定しています。世帯単位（5人まで）で封筒に封入していますので、被保険者様へ配付いただきますようお願いいたします。

資格情報のお知らせには、健康保険の資格情報（保険証の記号・番号等）とマイナンバーの下4桁が記載されています。加入者様には情報が正しく登録されているかを確認いただき、確認後は紛失しないように各自保管していただきますようお願いいたします。

「資格情報のお知らせ」の送付対象者について

- ・ 今回の対象者は令和6年8月28日時点の加入者で、一度限りの送付となります。
- ・ 資格喪失者の資格情報のお知らせが封入されている場合は、事業主様で破棄いただきますようお願いいたします。
- ・ 令和6年8月29日～12月1日の期間の加入者様の「資格情報のお知らせ（個人番号下4桁なし）」は、12月2日以降にまとめて送付する予定です。

「資格情報のお知らせ」の使用目的について

- ・ 健康保険の給付金申請等にあたり、被保険者記号・番号等を確認する際に使用します。
- ・ マイナ保険証を使用するにあたり、医療機関でカードリーダーが使えない場合においては、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」の両方を提示することで受診できます。
※資格情報のお知らせのみでは受診できません。
- ・ マイナ保険証を登録済みの方は、マイナポータル上のわたしの情報内に健康保険証の資格情報が表示されますので、情報をスマートフォン等に保存することで「資格情報のお知らせ」の代用が可能です。

その他

- ・ 被保険者本人が海外に居所を移している場合等は資格情報のお知らせは送付されません。
- ・ 資格情報のお知らせには有効期限がありません。紛失等の場合は「資格情報のお知らせ（個人番号下4桁なし）」の再交付ができます。
- ・ 資格喪失や被扶養者抹消により不要になった際は、各自で破棄してください。